

國立大學協會

會 報

昭和 28 年 5 月

第 4 号

一、事業報告

第六回總會、役員會、委員會
(專門委員會) 等

二、會計報告

和昭二十八年三月十六日現在

三、彙報

會則、役員名簿 等

會 報

(第 4 号)

國 立 大 學 協 會

目 次

一、事業報告

- 1、第三、第四常置委員会合同会議(昭和二七・九・五)……一
(旧、第二常置委員会専門委員出席)
- 2、第六常置委員会(昭和二七・九・六)……一
- 3、役 員 会(昭和二七・九・六)……一
- 4、第三、第四常置委員会(昭和二七・九・二七)……二
- 5、役 員 会(昭和二七・一〇・一八)……五
- 6、第一常置委員会(昭和二七・一一・一一)……六
- 7、第二常置委員会(昭和二七・一一・一一)……六
- 8、第三、第四常置委員会専門委員会
(昭和二七・一一・二四)……七
- 9、第六常置委員会(昭和二七・一一・一九)……七
- 10、役 員 会(昭和二七・一一・二〇)……八
- 11、第六回總會(昭和二七・一一・二一、二二兩日)……八
- 12、第二常置委員会(昭和二七・一二・一九)……一六

二、會計報告

昭和二十八年三月十六日現在……………一八

三、彙 報

- 1、会 則……………一九
- 2、各役員、各委員、名簿一覽表……………一九
- 3、大蔵当局との懇談会……………二一
- 4、元理事中田篤郎氏ご逝去……………二一
- 5、米国に於ける大学財政報告書について……………二二
- 6、国立大学長の選考と任期とに関する参考案……………二二

一、事業報告

1、第三、第四常置委員会合同會議

(元第二常置委員会専門委員も出席)

日時 昭和二十七年九月五日午前十時

場所 東京大学、大講堂南側会議室

出席者 副会長、鈴木委員長、戸田委員長、各委員

鈴木委員長より、第五回総会において決定した第三、第四常置委員会各委員の初顔合せの意味で本日その合同會議を開催した旨の挨拶の後、元第二常置委員会専門委員も本日の會議に出席しているが、近い内に改めて、第三、第四常置委員会専門委員を委嘱することになった。

(註) 昭和二十八年十月十日附をもつて、十五人の専門委員を委嘱した。

彙報 各役員、各委員の部を参照。

大学生の大学内、外における政治活動に対する補導は如何にすべきかについて、種々の意見開陳が行われたが、本件については、近い内に、法律的根拠に関して、専門の教授に究明していただくことにし、学生の政治活動に対する補導基準に資することになった。午後五時散會

2、第六常置委員会

日時 昭和二十七年九月六日午前十時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 委員長、各委員

沢田委員長より、国立大学の財政に關し、現在の文教予算額をもつてしては、到底、大学施設の完備は期し得られない。例えば大学施設復興

予算として五百八十億円を必要としているのに、十三億円程度で運営して行くとなると、全く牛歩的遲滞を示しているもので、何とか工夫、善処したい。公債発行もその一方法と考察してみた。各委員の腹臆なき意見を承はりたい旨を述べられた。

各委員から、それぞれ文部省、大蔵省、国会方面における空気が、大学の実際的諸費などについて、詳細に亘つて意見の開陳があつたが、別に決論に達せず、尙一層調査研究し、所謂目的實現に努力することとなつた。午後一時半散會

3、役員會

日時 昭和二十七年九月六日午後二時

場所 東大講堂南側会議室

出席者 矢内原会長、各役員(欠席富山理事)

文部省、稲田局長、春山課長

矢内原会長より

1、横浜国立大学長富山理事が今回辞任されることになつたので、その後任理事としては、同大学長事務取扱が襲任される。

2、第一常置委員会委員長は富山理事が兼任されていたが、この方は同委員会で新委員長を互選することにする。

3、大学管理法案について稲田局長から協会としての意見を求められている。

4、九月三、四、五、六日の四日に亘り、本省主催で、お茶の水女子大学において、厚生補導部長會議が開催されたが、都学連などの側面妨害運動があり、新聞報道の通りで、不手際であり、遺憾であつた。

5、大学長の任期については、第一常置委員会において更に研究する旨の話があり、

稲田局長より

大学管理法案は、不成立になつてはいるが、現在のところ、教育公務員特例法によつて運営中であり、各方面の意見を取り入れて修正中であ

るが、その主なる点は、

1、国立大学審議会を除く。

2、商議会（参議会）は任意設置とする。

3、学長、学部長、評議会、教授会は従前通り存続する。

4、文部大臣と大学長との関係は、なお研究中である。これは、教育公務員特例法第五条、第六条と関連する。

5、単科大学における、評議会、教授会（部会）についても考慮して

5。等。

6、文部大臣が大学長を監督するということがどこかにあつてほしいと考ふる。等

詳細に説明され、出来るだけ早期に本法の実施を図りたい旨の意見を述べられた。

それより討論に入り、

1、大学管理法において、文部大臣の権限強化と見られる点がないか

どうか。

2、一般教養部の教授も学部教授と同様な待遇を与えらるるとよい。

3、分校の教授会の員数をいかにするか。

4、分校の教授のレベルを上げることが必要である。

5、商議会（参議会）は地方の大学には設置した方がよい。大体無くてもよい。

6、教授の任免は、評議会に任せること。等

の意見が開陳され、学生の政治活動についても、その組織、学内及び学外活動、運営、限界、処罰、治安当局との折衝等各般に亘つて検討された。

第六回総会は、十一月二十一日、二十二日の二日間、開催されることに内定した。午後六時散会

4、第三、第四常置委員会（合同）

日時 昭和廿七年九月廿七日（土）午前十時—午後三時半

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 森戸副会長、鈴木委員長及各委員、代理（大阪大、九州大）東大、杉村教授 一橋大、田上教授

欠席者 戸田委員長、北海道大、東京水産大、宮崎大

鈴木委員長司会の下に開会

本日は、大学生の政治的活動の補導について、法律的根拠を究明する

ため、東大の杉村教授と一橋大の田上教授の出席を帯め、両教授の説明を聞いた後、質問討論を行いたい旨の挨拶があつて、議事進行に移

つた。

先ず、

杉村教授

学生の政治活動取締の法的根拠についてはまず実定法の規定として教育基本法第八条第二項が問題とせられる。この規定によれば「法律の定める学校は特定の政党を支持し又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」とある。この規定の趣旨は教育基本法の建前からいっても教育者の立場を規制するものであつて直接、被教育者即ち学生の政治活動を禁止することを内容とするものではない。それは第九条二項を対照とすることによつて明らかである。

しかし実体論からいふと教育は教員と学生の行動とが一体となつて始めてその成果を發揮するもので教員の行動について一党一派に偏しない政治的中立な立場が確保せられても学生の現実の行動が完全にこれに背馳している場合には学校自身その政治的中立を保持してはとていえない。この見地から見ると学校当局者は学生個人の政治的活動の自由を認めながらも学校の政治的中立性を保持するため最少限度必要な範囲において学生の行動につき規制を加えることは許されねばならない。例えば学生が学内において特定政党の支部をつくりこれを根拠として外部と連絡して活潑な政治活動をするようなことは（たとえそれには教員が加わらない場合でも）学校全体を政党化する端緒を与えるものであつて学校としてはこれに規制を加えねばならないのである。教育基本法の立法者の意図がこの規定を以て当然学生の政治的活動をも禁止することにあつたといわれるのもこのような実体論を考えたからであらう。

だから結論としては教育基本法第八條二項は直接には学生の政治的活動を禁止するものではない。しかし学校はこの法律によつて命ぜられた政治的中立性を確保するに必要な限度において学生の政治的活動を規制することができる。

次に教育基本法の規定を離れ、学校と学生との関係の本質論から学生の政治運動に対する規制を問題としよう。学校（特に官公立学校）と学生との関係は營造物の利用に基く公法上の特別権力関係といわれる。即ちこの関係においては營造物利用者たる学生は一般国民より以上に国家の権力（学校管理権）に服従することを要しその憲法上の基本権も或程度制限せられることを免れない。問題は学校管理権の限界如何に存する。

極端な形式論からいえば学生と学校との関係は前者の承諾によつて生じたものであるから学校当局者は学則に定める以上政治運動その他学生の自由を広くに制限し得るといふ理もであるかも知れない。しかし基本的人権の尊重を重要原則とする現行憲法下においてこの形式論の不当なことは明らかであり、学校管理権にも自ら限界があることはもちろんである。この限界をどこに求めることができるか。学生の政治的活動についていえば、わたくしはそれが研究、討論の範囲を逸脱し学内秩序を乱すかどうかに求めればよいと思う。即ち政治的問題であろうともこれが研究や討論のための多数学生の集会は許されねばならないが政治の実践的活動となると学内秩序を乱すおそれがあり禁止、取締の必要を生ずる（取締り対象となる政治的行動の例としては国家公務員法に基く人事院規則一四―七。参照。但しこの規則における政治的行為の範囲は国家公務員を対象とするものであつて学生の行為に対する取締の規準としては広きに失する）

田上教授

伝えられている次官通達が、警官の学内立入を禁止したものと早合点するのは誤りである。次官通達は謂はば参考意見である。公安条例があくまで基本である。

大学構内に外部の者を入れないというが、大学で十分取締りが出来ればよいが、然らざる時は駄目である。学内で学生が犯罪を犯した場合、警官の学内立入はかまわぬ。

法律論としては、次官通達は法的効力がない。

学内秩序維持は、第一次的には大学が之に當つて責任を持つ。それは恰かも一家内に生じたトラブルは、私生活であつて、家族の者が自主的に解決する、それが出来ない時になつて初めて他人に解決して貰うのと同様である。会社、工場などにおけるトラブル発生の場合も亦同様である。

東大の如く外部の人々が自由に出入が出来るところでは、警官には当然出入が出来る。

それは恰かも、劇場など不特定多数人の出入する場所には当然警察は自由に出入が出来るのと同様である。東大病院なども亦同様である。

然し、破防法反対、戦争反対、徴兵反対などについて、学生の決議を開会に持参することは、デモのような場合は格別それ自体は悪いことではなく、出来るだけ学生に対して、政治の自由が与えられたい。

大学構内は治外法権ではない。違法はどこまでも違法である。

学内外を問わず、学生と雖も、法に従ふ必要がある。都条例は、大学にも及ぶのである。

従つてデモは、学内においても、予め許可を要するのである。

この場合に警官はデモを取締り得るのである。

以上の如きことは、法学部の学生はよく知つてゐる。自然科学の学生はよく知らないから、補導し、注意を与えるがよい。法律的に限界のあることをよく補導する必要がある。

全学連などは、教授に対しても伺つてゐる。国立大学の教授会としては、特に人事院規則一四の七と関連して問題となる。

この人事院規則は、国立大学教授にとつて厳し過ぎることも考えられるが、国立大学教授会が学生の要求する政治問題を議題として上程するのはよくないと考えられる。

このほか教授会において、政治的問題について決議するのは、教育基本法第八條に反することになる。

学生は、学外においては、一市民として、個人としての自由な政治的活動は一応認められる。けれども学生が集会などにおいて、「大学の総意」であると称する場合は多いがこれは法律上認められない。

学生大会では、何か政治的決議を行うときにも、法律的には、その効力は認められない。

大学当局者と警察当局とはよく話し合うことにする。

警察から学生自治会の名簿など提出を求めて来た時は一応拒絶することができる。

警察は、必要以上に大学に介入するかも知れないから、大学としては自主性を主張するといふ。

大学当局者が警察の要求を拒むのはよいが、学生が勝手に拒むのは大学管理権がないから法律上許されない。学生は大学に連絡をとる必要がある。大学の責任者は学長である。

除名された学生が裁判に訴えて勝つた実例が京都にあつたが、その判決は法律上疑問がある。学生の処分は、すべて学校に任すべきであると考え。

学生は若さの故か警察を敵視しているが、大学と警察とは、もつと円滑に行くよう希望する。

次いで、各委員の質問に対し、両教授から次の通り説明された。

1、学校の処分は、裁判の判決より力が弱い。大学としては司法権に従わざるを得ない。

然し、京都府立医大の学生除名に対する取消の判決は、司法権の行き過ぎだと考えられ遺憾である。

2、大学としては、再度除名することも出来るけれども、この場合は、前よりも重い事犯がその理由とならなければいけない。

3、大学が上訴した場合、その間は、当該学生は復学が出来ない。

4、停学処分までは、大学で自由に出来るが、除名、放學となると、むづかしい問題となる。憲法第二十六条により、学生は、教育を受ける権利があり、除名、放學は、その権利を犯したということになるからである。

裁判所では、除名放學の事件を受理することが出来るかと解釈している。

5、教授の免職もこれと同じ意味を持つてゐる。

6、教育基本法第八条第二項は主として教員を対照とするが教員も学

生も等しく協同体を形成するのであるから、間接には学生にも適用されるのである。

(立法趣旨は、学生は教職員と異なり別としたとの意見開陳があつた)

7、学生の方は学内における政治的活動は学問教育の場として研究範囲ならよろしいのである。

8、学則の内に「学生は、政治に関しては研究の範囲内に止め、実践的政治活動を禁止する」ということをプリンシプルとして成文化することは、いけない。

9、学生は、個人としては学外における政治的活動は自由である。けれども集会となると公安条例の適用がある。場所的に見て、学内と学外との政治的活動は同一ではなく、又個人と団体とは別に考える必要がある。

学生が個人又は有志の名の下に行う学外の活動は許されてよい。学生の学外政治活動は原則として大学の監督によらず、警察の取締対象となる。

10、学生の、学外で〇〇大学の名を冠する資格による運動につき許可を要するとは行過ぎである。もつとその内容をはつきり知つた上で補導するのがよい。

11、前項を許可制でなく届出を要するとしたらとのことであるがこれも一考を要する。内容を知つてからにするとよい。

× × × × × × × ×

森戸副会長から次の通り補足的説明があつた。

教育基本法(第八条)制定当時においては、共産党細胞は、当初一種の文化団体と見なされて之を許したが、その後そうでないことが判明するに及んで之を許さないことになつた。

学長は大学の管理者として、学生を補導する権利がある。

国立大学協会として、学生の補導をどうするのかを表明する必要があると考える。文部省の先般のお茶の水女子大学における会議開催の趣旨は了承したが、本協会としては何とか意志表示の必要があると思う。

各大学個々に補導している現状であるから、連絡をつけることよい。

学生の実践的政治活動の本拠は、全学連、都学連に在ると思われるから、この本拠を如何に補導するかが問題である。ポイントはこれである。

本日の議題の裏付けはここに在るとの意見があつた。

鈴木委員長から

学内と学外との二ツに分けて考えられるが、本日は、学内の補導について、一応の方針を定め、来る総会に報告したる上、決定したいと考える。そして結局

「大学は学問の教育の場であり、政治的中立を守らねばならないから学内における実践的政治活動は許さないことにする」

との案文を全委員一致承諾した。なお、学外の事案に関しては次回会議において審議することになった。又、この案文の含みとして、各大学はそれぞれ特殊の事情もあるので、各学長の立場、現状、事情によつて実践的政治活動の禁止事項が異なるのはやむを得ない。従つてこの禁止事項は画一とはならない。ここでは、適当の解釈をして、余裕を残し、禁止事項を明記しないことにした。

X X X X X X X X

本日の会議ではつきりしたことは、学生補導の法的根拠は

1、教育基本法第八条は、間接には学生をも対象としているのであること。

2、学長は、国の营造物の管理権を有すること、である。

鈴木委員長から

なお、補導費増加要求の問題、補導職員の優遇、身分向上等の諸問題は何れ専門委員会を開いて研究することにすることを諮り一同これを諾。午後三時半散会

備考

本日東大構内において、再軍備反対の学生デモ警官出動事件があつ

5、役員会

た。

日時 昭和二十七年十月十八日午後一時

場所 東大講堂南側会議室

出席者 会長、副会長、各理事、各監事

文部省稲田局長

矢内原会長より

案内状に本日の議題をわざと示さなかつたが、本日の議題は、大学と警察との関係、所謂次官通達をめぐつて、何か新しい協定を作り、謂はば第二の次官通達を出すかどうかということについて、ご協議を願う旨の説明があり

九月十六日附及び十月三日附の警視庁の案文について研究することとしたいと諮り

稲田局長から

学生の集会、政治活動を律するには従來の所謂次官通達だけでは不足であるとの見解を有しつつ今日に及んで来た。警視庁から内示されたこの協定案は法律を犯さず協力を基本精神としているが、文部省としては未だ確答を得ていない。

との説明の後、討論に入つたが、

結局、新たに次官通達を発する必要はないとのことにおちついた。

第三、第四常置委員会で、(九月二十七日)学生の政治活動に対する法律的根拠についての研究事項は、来る第六回総会において委員長から報告することとなつた。

第一常置委員会委員長を早急に互選し、大学管理法案について、全面的に調査すること。

旧制学部が新制学部に移るとき審査が必要なのか。

大学設置審議会の審査を行うことには疑義がある。

大学院の設置基準を、如何に定めるか、その入学試験方法を如何にするか。

進適とその費用との関係について、
スカラシップの運用について、
旧制大学生の卒業について、協議した。午後五時散会

6、第一常置委員会

日時 昭和二十七年十一月十一日午前十時

場所 東大北側会議室

出席者 会長、副会長、各委員

欠席（熊本大、鹿児島大）

矢内原会長から

富山委員長が今回退職されたので、後任委員長を誰にしていたか、
先ず議長を定めたい旨を諮り、岡出委員から信州大学長を議長に推薦し
たが、結局出席委員八名の互選によることとなり、その結果

信州大学長 七票

三重大学長 一票

にて新委員長が決定した。

直ちに大学管理法案について、矢内原会長、森戸副会長、高橋委員長
及び各委員により審議研究の結果、意見を取りまとめ、来る第六回総
会に報告する原案をねつた。（案は総会記事参照） 午後一時散会

7、第二常置委員会

日時 昭和二十七年十一月十一日午後一時半

場所 東大講堂南側会議室

出席者 会長、小池委員長、委員、専門委員四人

欠席委員（静岡大、高知大）

小池委員長から挨拶の後、本日の議題としては、大学の入学試験に關す
る諸問題を取り上げることとし、

野口委員から、次の通り経過報告があつた。則ち、

大学の入学試験については、委員の外に、本日出席している専門委員
にも委嘱して小委員会で討議している。高等学校側に対する履修科目
についての大学側の要望については、昨春秋以来、本委員会として研
究し、一応その調査統計を取りまとめ得たので、文部省と協議して、
既に各国立大学宛に報告すると共に、その資料を送付済である。

選択科目としては、社会、数学、理科である。大学によつては、必修
科目を独断できているが、非合法的な傾向はよくないと考えられる。

昨春秋、各大学にアンケート式に二ケ目の中、いずれを採るかを取
りまとめ見たが、問題は理科系に多い。

要望度は工学部に多いが、予想していた程強力のものではなかつた。
東京工業大学と同じ様な要求が多く、四対六の割合を示しているよ
うである。

「場合によつては、指定してもよいのではないか」という感じがする。

現行のものを合法化するとよいと思う。

然しながら、高等学校教育の本質を犯してはならないことは勿論で
あろう。

なお次の如き意見が開陳された。

1、工業大学としては、入学後、物理、化学の理解程度が低いので
困難している。これは高等学校時代の教育の欠陥であるから、研
究を要する。

2、高校時代の履修科目選択について、学生にのみ一任しないで、
教員の親切的なガイダンスが非常に必要である。

3、第二外国語の履習（フランス語又はドイツ語）を是非行う必要
がある。

4、新制大学としての入学試験は、昭和二十九年度か三十年年度から
行われらると思う。高校三年のカリキュラムを改正する必要がある
と考えられる。現行のそれは、全くアメリカ側の一方的指定であ
つたからである。

5、第二外国語としては、二十単位の中、英語を十二単位、他の八
単位を、フランス語かドイツ語とするとよい。

6、中学時代の英語教育が選択科目となつてゐるので、高校入学後から卒業後まで成績が概してよくない現実の苦難がある。中学時代の英語教育について根本的に研究する必要がある。

7、医学部としては、六・三・三・二・四年制を可とし、六・三・三・六年制はよくない。医学部進学コースを二年とする。
午後五時散会

8、第三、第四常置委員会専門委員会

日時 昭和二十七年十一月十四日午前十時

場所 東大講堂北側会議室

出席者 両委員長、各専門委員

欠席専門委員（山梨、金沢、千葉、東北大、四名）

鈴木委員長司会の下に開会

新たに委嘱された専門委員の初顔合せの会議であり、自己照会あり、前掲九月二十七日の委員会で作案を得た東大杉村教授及び一橋大田上教授の講演資料を配布し、学内における学生の実践的政治活動は許さないことにする法的根拠を明らかにした。学外における補導については更に研究することとした。

次に、学生厚生、補導に要する諸経費や予算について意見の交換、討議が行われたが、現在のままの予算では到底充分な仕事を向上させることは出来ない。S・P・S研究費とか、S・P・S実修費とかの費目を新たに設けて提出するとよい。

一つの新予算として、学生の就職、懇談、旅費等には、学生一人当り年三百円を要すると見れば、これだけでも年額概算四千二百万円を必要とするのである。費目名は学生相談費とするのも一案であろう。

次に学外における学生の実践的政治活動については、次の如き意見が開陳された。

- 1、学生個人としての場合については不問とするが、集団的な場合と見られるときは許可制とする。
- 2、学内公認団体と外部の団体との共同運動の場合は許可制とする。

3、学外と雖も、学内と同一方針によつて補導してもよいのではあるまいか。

4、学外は法律的には自由であるが、教育的には補導するとよい。
5、学外における学生の団体的政治活動は、大学を代表する形態をとる誤解を生ずるおそれある場合は、許可を要することとする。等協議されたが、決論を出さず、なお研究を重ねることとした。

次に、学生厚生補導部職員の優遇については、文部省、人事院においても研究者中であるが、もつと實際面に當つて研究する必要があることなどについて協議。午後五時散会

9、第六常置委員会

日時 昭和二十七年十一月十九日午後一時

場所 東大講堂南側会議室

出席者 沢田委員長、各委員（欠席 一橋大学）

文部省、内藤庶務課長、小林企画室長

沢田委員長司会の下に開会

新任の文部大臣に面会して、大学の公共事業費の増額について、要望して置いた。又文部次官にも面会して、同様要談した。

年額十三億円では、全く不足であり、せめて三十億円の最低額が必要である。中央教育審議会を早急に設置して、この問題を解決する必要がある点を懇望しておいた。

文部省小林企画室長から

新制大学の諸施設は非常に分散しているが、集中させる必要があると思う。大学設置審議会第九特別委員会において、国立大学施設最低基準を定めた。

木造、鉄筋コンクリート、及び煉瓦造りとし、今後六十六万六千坪が新営として必要とされている。現在は百二十六万坪となつてゐる。

これに要する費用は五百六十億円である。
三十億円宛五ヶ年継続支出を要求している。一方、文部省内に大学病院事務改善協議会があり、二十八年年度予算として百四十億円を要求して

590.
行政財産調査によると、

第一が文部省、第二が郵政省、第三が法務省となつてゐる。

大病院に關し特別会計にするか否かは審議中である。

近いうちに、本協会と大蔵省当局者との懇談会を開催することを予定した。午後五時散会

10、役員会

日時 昭和二十七年十一月二十日午後一時

場所 日本学術会議控室

出席者 会長、副会長、各役員

矢内原会長司会の下に開会

第六回総会が十一月二十一日、二十二日に開催されるので、その日程、議事進行などについて懇談。午後二時半散会

11、第六回総会

日時 昭和二十七年十一月二十一日（第一日）午前九時半

場所 上野公園 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

文部省 稲田大学学術局長、春山大学課長

議事要録

矢内原会長議長席に着き開会

一、会長から、前総会から今日に至るまでに起つた学生運動の状況、新制大学院設置の状況及びその入学に關する問題、日経連との懇談状況、文部大臣の交替並びに教育者としての覚悟等につき述べられた。

二、その後の人事の移動について

東京工業大学長和田小六氏逝去につき、その後任内田俊一が後任理事となられた。

横浜国立大学長富山保氏は、一身上の理由により退官せられたので、後任理事は、その後任者が引つづきなられることになる。

第一常置委員会委員長富山保氏の後任は、選挙の結果、信州大学長高橋純一氏が就任せられた。

三、前総会の決定に基き、去る六月十八日文部大臣へ要請した事項に対し、文部当局の取つた処置したことにつき、稲田大学学術局長から、次のような説明があつた。

1、大学管理法を速かに制定されたいとの要望に対しては、前回の国会に提案できなかつたことは遺憾である。省内においてもよく検討し、次の国会へ提案するつもりである。その際は、国立大学協会の意向を承ねることとする。

2、学生の健康管理施設の整備拡充については、よく研究し、予算を要求する。

3、補導厚生に關する常設的教育機関については、九州大学に厚生補導講座の予算を要求をした。

4、国立大学の財政確立については、大蔵省に要求中で極力実現するよう努力している。

四、会務の報告

会長から、役員会を次のように開催した旨報告があつた。

六月十四日 学生の政治運動について

九月六日 大学管理法案について

十月十八日 学生の政治活動について

十一月二十日 第六回総会の議題について

五、各常置委員会の協議状況報告

各常置委員長から、それぞれ所管事項について報告があつた。

第一常置委員会 高橋委員長

大学管理法が未だ制定されないもので、大学長の選考と任期について協議した。又、会長の委託により、大学管理法案を審理したとて配付した印刷物について報告説明があつた。

第一常置委員会報告

(昭和二十七年十一月二十一日)

一、国立大学長の選考と任期とについて(七月十八日会議)

この問題は、大学管理法が未解決のままであるので、その決定を見るまでの暫定的な申合せとして討議を行つたもので、その結果は事務局を経て各国立大学長に参考資料として送付した。

二、大学管理法について(十一月十一日会議)

本法案については、既に五月の国立大学長会議および国立大学協会の総会等で報告およびそれに関する討議が行われ、国立、公立の大学を一本立として、国立大学審議会、商議会に関する規定を削除し評議会教授会の組織、権限、学長、学部長の権限、任期等の規定だけで管理法をかえる申合もあつた次第である。

本委員会は、会長から大学管理法案に対するその後の参考資料による修正事項の吟味を求められたので、その検討を行つた次第である。以下はその主要な事項である。

(1) 国立大学審議会の廃止(国立大学管理法第二章第三、第十三条)これは文部省設置法第二十六条の中央教育審議会と多少重複の嫌もあるから廃止には反対しない。

(2) 商議会は地方の新設大学等では必要が感ぜられる向もあるから次のように修正する。

(イ) 国立大学に商議会を置くことが出来る。(管理法第十四条)

(ロ) 学長は評議会が当該大学における左に掲げる事項について議決をなす場合においては、あらかじめ商議会の意見を聞かなければならない。(管理法第十八条)

(3) 評議会について

(イ) 評議会の権限(管理法第二十五条)

学長は当該大学における左に掲げる事項を決定するに当つては評議会の議決を経なければならぬ。

教授会の権限(管理法第二十九条)も同様の主旨に改める。

(ロ) 単科大学に評議会を置くこととする

その組織その他の規定は綜合大学の評議会規定を準用する。

ただし学部教授である評議員の数は五人(事情により十八まで増加できる。)とする。また評議会を置く場合、代議員会は設けぬ。

(4) 教授会について(第五章第二十七条、第三十二条)

(イ) 一般教育および専門教育の課程に応じ、それぞれの課程を担当する教授をもつて教授部会(助教授および常勤講師を加えることが出来る)を設け、教授会の定める規程に従い、その委任した事項を審議することができる。

(ロ) 国立短期大学に教授会を置くこととする。(評議会は置かない)管理法案の改廃

以上の趣旨により、本法律の目的および国立大学審議会、公立大学その他に関する法規を適当に修正改廃すること。

本法律の目的は(第一条)次のようにする。
この法律は国立および公立の大学における学問研究の自由と教育の自主性を保障するため、その自治を尊重するとともに、これらの大学が公共的な責務を果すことを期して、その適性な管理と運営を図ることを目的とする。

(6) 関係法律の改正について

(イ) 教育公務員特例法第五条、第六条に定める事前審査の規定を削除。

(ロ) 学長、教員および部局長の意に反する転任、免職並びに教員の意に反する降任は評議会の議決を経て行ふ学長の申出に基いて行ふ(第六条の改正)

(ハ) 同上第十条を次のように改める。

大学の学長、教員および部局長の任用、免職、休職、復職、退職および懲戒処分は学長の申出に基いて任命権者が行ふ。

この任命権者は国立大学にあつては文部大臣、公立大学にあつては該当大学を設置する地方公共団体の長とする。

このことに關し、(A)学長の任用の申出に二名以上の採用候補者を記載した名簿を提出するような改正には賛成出来ぬ。(B)前項の申出に対し「任命権者が中央教育審議会の意見を聞いて(公

立大学にあつては文部大臣を通じてこれを受理しないことである。』というような規定は賛成しない。

(二) 文部省設置法第五条第二項の規定削除は賛成出来ない。

(三) その他

(イ) 大学院に関する規定を加える必要がないか。

(ロ) 齊しく国立大学と称するも旧専門高等学校が昇格した所謂新設大学と、旧制大学から転じた所謂旧設大学との間には、管理上にも大きな差違があるが、本管理法は「大学のあるべき状態」を規定する理想案であるという意味で共通の法律で管理されるべきものであろう。然し、実際の適用については、今後改正されるべき『国立大学および公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案』において調整されることを希望する。

三、教員の資格審査について

(イ) 教員の任用手続一部改正について（九月十九日付、岡田人事課長発国立大学長宛）の第3項大学設置審議会の資格審査についてこの問題については、文部当局の詳細な説明を求めること。

(ロ) なお資格審査の実情につき、次のような意見があつた。

(A) 資格審査は公正を期せられたい

(B) ABCの格付(?)はこれを廃止するか、または再審の機会を与えるように所置ありたい。

(C) 資格審査については学長の意見を重視されたい。

(D) 大学院教授の資格審査は、大学院をもたない大学の教授にも審査申請を許されたい。

(E) 非常勤講師の資格審査は学内の審査に委任されたい。

四、新旧制の学生の所置について

(イ) 旧制大学の未卒業学生は追試験その他の方法で成るべく旧制で卒業させる。

(ロ) 前項の取扱につき少くとも今後五カ年の猶予期間が必要であらう。

(ハ) 本人の希望により新制に切替え編入を行う。

五、その他

(イ) 文理学部と教育学部それぞれのあり方につき一応の結論に達した

(前總會) 訳ではあるが、実際問題として今後なお検討の必要がある。

(ロ) 総合農学科と教育学部との関係も調整の必要がある。
(ハ) 以上の(イ)(ロ)については、第七常置委員会と打合せてそれぞれの方針を定めること。

(イ) 新設大学の各学部の定員について

新設大学の教官、特に教授定員は暫定的であるため、教授会の設定等。管理面にも支障があるから、定員問題の再検討が望ましい。

第二常置委員会 小池委員長

1、入学試験要項については、毎年入学試験研究委員会において審議決定しているが、本会においても専門委員会を設けて今夏以来研究している。現在の入学試験要項は、基本的変更はなさず、単に技術的必要已むを得ないもののみ変更することとし、その修正案が決定されれば、本協会はこれを励行し、これに反することは嚴重に戒しめたい。

入学試験科目については、各大学は原則として指定の権限はないが、高等学校の精神を破壊しない一定の枠内において例外として指定することは認められる。しかし、これがためには予告期間として二年前位に発表しなければならぬ。又、職業科目を教養科目に加えることについても研究した。

2、医学科進学コースについては、種々問題は多いが、新制大学に予科は設けない方針だから、単科大学として二ヶ年の進学コースを設けてはとの意見があつた。

3、進学適性検査のことについては午後検討する。

第三常置委員会 鈴木委員長

補導厚生については、合同して数回委員会を開催した。

学生の政治活動の補導については、東京大学の杉村教授及び一ツ橋大学の田上教授の出席を求め、法的根拠を究明し、その結論としては、大體の基準線を「大学は学問の教育の場であり、政治的中立を守らねばならないから、学内における実践的政治活動は許さないことにする。」に決

定したとて、配付印刷物について説明あつた。しかし、学外に関しては複雑な問題があるからなお検討したい。(二、三、四頁参照)

補導の経費については、各大学における最低経費の調査が必要なので、いずれ決定次第御依頼するから御協力願いたす。

第四常置委員会 戸田委員長

学生の補導厚生のためには、補導厚生職員員の優遇等に関する経費を増額しなければ円滑に運営できないので午後委員会に諮つた上報告する。

第五常置委員会 寺沢委員長

委員長を決定したのみである。

第六常置委員会 沢田委員長

1、前総会の決定に基き、国立大学の財政の確立と改善につき、中央教育審議会で審議されるよう建議した。

2、大学債のことについては、さきその原案を配付したが、何等回答に接していない。各方面の意見を徴するに、大学債は赤字公債になるのでいけないとのことだから、総会へ上提しないこととした。

3、大学の経費増額については、旅費その他日常起る諸経費についての要望をとりまとめ会長にも報告し、文部当局へも通じてあり、この趣旨によつて本年度予算を編成したことと思う。本年度の文教予算中、施設費は五十一億一千五百万円要求されたとして内容につき説明があつた。

予算の通過については、文部当局も極力努力されることであるが、国費多端の折、唯熱意だけでは全部通過することは期待できない。今後は一層文部当局を督励し、会長も側面から援助願いたい。

第七常置委員会 柴沼委員長

委員長を決定したのみである。これは、この九月から文部省に教育職員養成審議会が設置されたので、その審議の状況により、本委員会において協議する予定のためである。

以上で午前の日程を終了、昼食休憩、午後一時再開。
午前中における各常置委員長の報告を議題として、意見の交換を行うつ

た。その大要次の通りである。

一、国立大学長の選考と任期はついで

1、選挙は、教授会のような正規の組織ある機関で行うべきである。新設大学では、教授会が確立するまでは、他の方法によるは止むを得ない。

2、二重選挙の方式は民主的でない。

3、学長選挙資格者のうち、事務関係者を入れたのは、前からの習慣によつたものである。

4、「備考」中「昭和二十八年内に」とあるのは、「昭和二十八年末までに」の意である。

5、この案は、旧設の大学には関係なく、新設大学が規定を制定する際の参考案として作つたものである。

二、大学管理法について

1、単科大学における評議会は、それぞれ事情があるので、「置くことができる。」とするのが適当だとの意見があつた。

2、一般教育の課程を担当する組織において教授会を置けないが、教官の会議は必要であるし且つ実際に存在している。従来各大学でその取扱いが区々なので、これを教授部会として置くこととし、教授会から権限を指定し、大学の運営を図ることにしたのである。

3、教育公務員特例法第五条、第六条に定める事前審査の規定を削除して、本人釈明の機会を与えないことは、妥当でなからうとの意見があつた。

三、教員の資格審査について

教員の任用手続一部改正について(九月十九日付岡田人事課長宛国立大学長宛)の第3項大学設置審議会の資格審査について。

稲田局長から、これは新しい問題でない。大学設置審議会では、大学設置認可のときは、教授の組織を見て決定するのである。ところが教授組織の充実していない大学については、全体的組織を見るため個々の教員を大学設置審議会で審査しているのである。しかし、これは、定員の四分の三に達すれば中止するものである。国、公、私立各大学を通じて一齊に審査を解除するか又は書面審査で責任解除するかは研究す

るとの説明があつた。

これに対し、新制大学に切り替えるとき、旧制課程担当教授を一応審査の形式を採ることについては反対意見が多かつた。

又、在職十年以上ということについては、新制大学の現段階では、基準として守ることは必要だろうとの意見があつた。

A、B、Cの格付は、止められたいとの意見が多かつたが、これに対し、稲田局長から、ある分科会において審査の目安とした単なる部内の申合せで、発表すべきものではないとの説明があつた。

四、旧制大学廃止に伴うて起るべき旧制度の学生（未卒業）の所置につ

て

旧制大学の未卒業生は、追試験その他の方法で、なるべく旧制で卒業させるのであるが、この場合、その猶予期間を五ヶ年とするということは、長過ぎはしないかとの意見があつた。

以上で意見の交換が終り、午後三時から各常置委員会は別室に分れて開会、それぞれ当面の所管事項について審議検討し、終つて散会した。

第六回総会

昭和二十七年十一月二十二日（第二日）出席者前日に同じ午前九時半から開会

昨日午後開かれた各常置委員会の審議事項について、各常置委員長から報告あり、これを議題として議事が進められた。その結果は次の通りである。

議事要録

第一常置委員会の所管事項

一、国立大学長の選考と任期について

原案を左記の通り修正し、大学管理法が制定されるまでの暫定的参考資料とすることに決定した。

右の修正された案は次の通である。

記

国立大学長の選考と任期に関する暫定案

1、学長の考選については、次の方法によることが望ましい。

(1) 選考方式

推薦委員会を設けて、先ず学長候補者数名を選出する。この候補者から学長を選挙することとする。

(2) 被選挙資格者

「適任者」とする。

教授、助教授と限定することなく、又学の内外を問わず、学長として適任と思われる者とする。

(3) 学長候補者選挙資格者

(イ) 推薦委員会は現に教授会を構成する者の互選により、各学部から一定数の委員を選出して適當の員数を以つて構成する。

(ロ) 学長選挙資格者

原則として、教授会の構成員を選挙資格者とするも、大学の事情によつて、助教授専任講師、事務局長、事務局各課長、厚生補導部長、厚生部各課長を加えることができる。

2、学長の任期について

(1) 学長の任期については

国立大学管理法第三十四条の定める通り、三年以上六年以内とし再選を妨げないこととする。而してこの原則に基づいて具体的には各大学にて定める。

(2) 所謂新制大学の現学長の任期については

国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の附則第六項の定めるところ（当該大学が設置された日から四年間）を認めるが、大学の事情によつて若干期間の延長あるを妨げないこととする。

備考

昭和二十八年末までに行われる新制大学長の選挙において同一人が選ばれた場合は、再選とは認めない。従つて、その任期については、その大学が三年以上六年以内において定めたものによる。

備考 その後再度一部改訂された。彙報の部第6項参照。

二、大学管理法案について

第一常置委員会から提出された大学管理法改正案につき種々意見を交換したが、これを文部省へ答申の参考資料とすることとした。

大学管理法の改正案につき、文部省から本協会の意見を求められた場合は、その改正案を全会員に配付し、その答申については総会を開くか役員会のみで取扱うかは、役員に一任することとした。

評議員のうち、分校主事を加えたいとの意見があつたが、これに対しては、管理法規程案第四条の但書を活用することもできるとの意見があつた。

三、教員の資格審査について

1、教員の任用手続一部改正について（九月十九日付岡田人事課長発 国立大学長宛）の第3項大学設置審議会による資格審査は、一部は既に済んでいるが、残余の者についても引続きこれを行うことは、徒らに煩雑となる。又、旧制大学に在職している者を新制大学に任用するときは、個人審査は必要ないからこれを省略されたい旨を、会長から文部大臣へ強く要望することと決定した。

2、非常勤講師の資格審査は、学内機関の審査に委任されるよう文部大臣へ強く要望することと決定した。

3、そのほか、次の意見があつた。

イ、資格審査は、公正を期せられたい。

ロ、A、B、Cの格付は廃止されたい。

ハ、資格審査については、学長の意見を重視されたい。

ニ、大学院教授の資格審査は、大学院を設置しない大学の教授の審査申請をも許されたい。

四、新設大学の各学部の定員について

新設大学の教官、特に教授定員は暫定的であるため、教授会の設定等管理面にも支障があるから、定員問題を再検討するよう、会長から文部大臣へ要望することに決定した。

五、旧制大学未卒業学生の所置について

旧制大学の未卒業学生は、追試験その他の方法で、なるべく旧制で卒業させるが、その取扱については、文部省からもなるべく早く処置され

たいとの通牒もあるので、猶予期間は半年か又は一年位とし、特別事情あるものはこれを延期することができるとの意見が一致した。

又、本人の希望により新制への編入を行うこととした。

第二常置委員会の所管事項

進学適性検査については、実施以来五年を経過したが、未だこれに対する何等科学的データはなく、目下国立教育研究所及び東京大学の高木教授が研究中である。高木教授は、入学試験と卒業試験との関係を対照して調査し、明年三月中旬発表の予定とのことである。その結果により慎重に根本的検討の上、これが実施の可否を決定する。これにつき、次の三項を文部当局へ要望することに決定した。

1、文部省に対し早く科学的研究の中間発表を求めること。

2、進学適性検査の実施は、教官の負担重く、又、大学の運営を妨げることも少なくないので、その実施の期日、期間についても考究し、且つ公私立大学の協力を求め、これが経費を増額すること。

3、入学試験の経費も増額すること。

第三常置委員会の所管事項

一、学生の学内における政治的活動について

学生の学内における政治的活動については、法的根拠を研究の結果、実践的活動は、学内において許さないこととした。これは、従来も採り来つたものを確認したこととして、単なる申合事項とすることとした。

註 詳細は、前掲第三、第四常置委員会（九月二十七日開催）の部参照のこと。

二、学生の補導厚生について

(一) 次の通り補導厚生費の増額並びに施設を文部大臣へ要望することに決定した。

1、教官と学生との接触の機会を増すために、学生相談費又は面接費として、学生一人につき年額三〇〇〇円、総計約四二、〇〇〇、〇〇〇円の増額

2、就職斡旋費として卒業年次学生一人につき平均三〇〇〇円、総計約一五、〇〇〇、〇〇〇円の増額（これは昭和二十七年年度におい

ても増額のこと)

- 3、文化、体育両方面の課外活動補助費として学生一人につき三〇〇円、総計約四二、〇〇〇、〇〇〇円の増額
- 4、文部省案による学生部の機構改革、即ち教務課、学生課、厚生課並びに就職の仕事の増加に伴う職員数の増加
- 5、就職並びに学生のアルバイトを円滑ならしめるために就職斡旋機関の制度化
- 6、補導厚生に従事する職員の身分の優遇対策
- 7、時間外勤務手当の支給及び旅費増額と無料宿舍の支給
- 8、寮及び学生集会所の施設拡充
- 9、健康保険制度の確立

(二)次の事項については、その趣旨を貫徹するよう、その取扱いは、会長に一任することとした。

- 1、一般学生育英資金の個人給与の増額
- 2、昭和二十八年年度における新制大学院及び専攻科の学生に対する奨学資金制度の確立

第五常置委員会の所管事項

次の事項については、各大学それぞれ事情もあるので、このような希望があり、相互に話し合いし、心がけておくこととした。

- 1、大学院入学についての協力について
国立新制大学の大学院は、差当り極めて少数の大学にのみ設置せらるるにかんがみ、大学院への入学については、広く門戸を開放して、いずれの大学の卒業者も同一の条件のもとに入学を許可せらるるよう取計らわれた。
- 2、大学に常備してある図書、雑誌等の閲覧の便宜供与の協力について

大学の図書館等に常備してある図書、雑誌等については、各国立大学相互間において教職員が身分証明書等を提示して閲覧を願うたときは、いずれの大学に身分が所属するにせよ、その大学の教職員と同様に取扱ひ、閲覧を許可するように取計られた。

- 3、学生運動の情報等の交換の協力について

各国立大学間において、学生運動の情報交換については、できるだけ速かに、しかも確実にし得るよう特別の考慮を払われた。なお、具体的に、発信者、受信者等もあらかじめ決めておいて学長から学長へ齟齬のないように互に協力願いたい。

第六常置委員会の所管事項

- 1、前総会において、国立大学の財政の確立と改善につき、文部大臣に対し、中央教育審議会において審議せられんことを要望したが、未だ同審議会も設置されない状況であり、早急に審議決定されるよう希望する。
- 2、国立大学財政確立のため、大学の基準教育費を定めることは適当だとの意見があるので、専門委員会を設けて研究したい。これがため、東京大学、東京工業大学、東京外国語大学の各事務局長においてその原案作成方を委嘱してある。
- 3、大学管理法案には、財政管理の面は、従来にも、又、今回の話し合いにも触れていないので、本協会に、その改正案を示された場合、規程化を考慮されたい。

第七常置委員会の所管事項

- 1、二年制の教員養成大学設置について
教員養成のため特に二年制を設け、これが基本的組織制度については、今後、第一常置委員会と連絡をとつて研究することとした。
- 2、教育大学協会について

総合大学における教育学部及び学芸学部間において、学内の分派的運動がしばしばあつたとのことがあるが、調査の結果教育大学協会の幹部は全然関係ないことが分つた。然し、中には同協会の名を利用してする者もあるとの説も聞くので、今後は一層中央の方針を末端まで徹底するよう処置することに申合せた。

- 3、大学の自主性確立について

近時、少数の国立大学の後援会等の名において、教育施設や大学人事等に関する建議、陳情等があるも、その大部分は旧来の学閥的意識又は地方的愛情に胚胎するものが多く、かかる場合大学自体の

意志に反して処理せらるるにおいては、大学の健全な発達に著しい支障をきたすことがあるので、大学の自主制を尊重すべきことを何らかの形で声明したいとの希望と共に、その実情を橋本新瀉、内藤愛知学芸両大学長から説明があつたが、本協会としては、事の性質上声明のようなものは避けて、事情がよくわかるから自主性をたもつことに精神的に援助することに止め、それ以上政治的行動にわたることはできないだろうということに了解した。

以上をもつて午後一時閉会、第六回総会を終了した。

第六回総会終結後

昭和二十七年十二月五日附国大協庶第一三二二号 矢内原会長名をもつて、岡野文部大臣、劔木次官、稲田局長、春山課長に宛て、左記の通りの要望書を進藤事務局長が持参の上提出した。

なお、このことは、昭和二十七年十二月十日国大協庶第一三五号をもつて、各国立大学長宛報告済である。

要 望 書

去る十一月二十一、二日の両日にわたり開催された国立大学協会第六回定時総会において、大学の教育、研究及び運営等各般の事情につき熱心に協議した結果、左記事項は、特に重要にして緊急に措置せらるべきを認め全員一致の議を経て、ここに善処方を要望いたします。

記

一、教官の資格審査について

(1) 近く旧制大学の教官を新制大学の教官に切替えらるるに際し大学設置審議会が行わんとする資格審査を中止すること。

新旧大学を比較するに、教官の担当し教授する学科目の学問としての程度及び性質から見て何等の差等あるを認められないのに、事新らしくその教官の資格審査をなすことは理由なく唯形式にとらわれるものと思われ。

(2) 非常勤講師の資格審査を中止されること。

非常勤の講師は常勤の講師とその性質及び責任において異なるところがあるから、手続の煩瑣を避けて、その選考を大学当事者の責任に

委すべきである。

二、新制大学の教職員の定員を速かに改訂増員されること。

新制大学の定員は、大学創設以来種々の事情により当初の予算から度々削減され現在非常に少なくなつてゐる。新制大学を所期の通りその使命を達成せしめるためには、一日も早くこの定員を改訂増員することが先決であり、重要であると痛感する。

三、進学適性検査について

全国的に進学適性検査を実施することを既に数回に及び、実施上の無理と困難、数十万の受験学生の大きな負担、これが準備教育の弊害から見て、その効果と比較し世論は甚だしく悲観的であつて、全廃を主張するもの尠ならず、文部省及びその関係者は次の事項を早急に実現せらるべきである。

(1) これまでの調査研究の結果を早急に中間発表すると共に根本的な調査研究を遂げ、速かに公表すること。

(2) 実施に必要なして事足るだけの経費と、これに従事する者に対する報酬とを計上すること。(一般の入学試験についても同断)

(3) 検査を行う場所と従事する人員とを国立大学に限定することなく、公立、私立の大学をも加えること。

(4) 施行の日時を考慮すること。一般学生の授業を妨げないよう、日曜日、祭日等に行うこと。

四、学生の厚生補導について

今日、大学にとつても亦社会から見ても、最も重大なことは学生問題である。而して大学において最も等閑に付せられていたのも学生の厚生補導の面であつたと思われ。戦争から敗戦と我が国情は、政治、社会、生活、各般において安定を欠き、学生も亦生活に苦しみ、学資に事欠き、世情に激憤し、学習に落着をとりもどすことが出来ない実情にある。この際次の諸点について思い切つた措置を講じて、この面の強化を図らなければならぬ。

(1) 教官と学生の接触をはかるための経費の計上。

(2) 卒業生の就職、在学生のアルバイト斡旋に要する経費、特に旅費の計上。

(3) 課外の文化活動及び体育運動に要する経費の計上。

(4) 厚生補導部機構の強化を図ること。このために、職階高き定員の増加と、職員の優遇、即ち超過勤務手当、職務上の旅費等を十分に計上し支給するの外、無料宿舎を供与すること等。

(5) 厚生補導の施設を充実整備すること。学寮、学生集会所、運動場等を設け、その施設を改善充実すること。

(6) 学校衛生及び医療施設の整備をはかること。

(7) 学生健康保険組合制度を設けること。

(8) (7)については前総会の議を経て詳細な調査研究資料を添えて要望していることである。

五、育英奨学の制度について

(1) 貸与金額の増加
現在の貸与月額は一、一〇〇円又は一、八〇〇円となつてゐるが、現在の物価、現在の学生生活費から見ると少額に失する。このベースを引上げることが肝要である。

(2) 新制大学院学生に対する育英奨学に関する制度を確立すること。
昭和二十八年年度から新制の大学院が設けられるについて、これらに学ぶ第一年約三、〇〇〇人の学徒は、将来の学者、研究者を旨指して新大学院の主旨に沿つて勉学することになるのであるが、四ヶ年の大学生活に堪えた後更に修士課程二年、博士課程三年の永きにわたつて勉学することは、その経済的負担の大なること想像に余りあるところである。新大学院の制度を活かし、学徒の研究を完了せしめるためには、徹底した奨学制度を確立しなければならぬことは明らかである。現状下にあつて修士課程一人当り月額六、〇〇〇円

収容定員の半数を、博士課程において一人当り月額一〇、〇〇〇円

収容人員全部に対して、それぞれ学資を貸与し得る措置を講ぜられ

度である。

12. 第二常置委員会

日時 昭和二十七年十二月十九日午後一時

場所 東大講堂南側会議室
出席者 小池委員長、各委員（欠席 大分大学）
東大教授 高木貞二

東京教育大学教授 小保内虎夫
国立教育研究所長 村上俊亮

同所 員 西堀道雄
文部省 春山大学課長

小池委員長司会の下に開会
進学適性検査について、高木東大教授、小保内東京教育大学教授、村上国立教育研究所長、同所員西堀氏を迎えて、専門的見地から、ご研究の資料を発表していただくことにした旨の挨拶の後、直ちに、

高木教授、小保内教授、村上所長及び西堀氏の講演が行われた。
註。四氏によつて行われた本日の講演は、

「調査研究資料 進学適性検査について」
昭和二十八年四月

と題する冊子として、本協会から各国立大学その他にあててお届け済みである。参照。

進適は、心理学的見地から必要であると認められ、有効に活用することが大切であろう。

進適は、大学入学後のことも充分考慮に入れて実施されるもので、大卒卒業後のことも調査することになつてゐる。

進適を早目に五、六、七、八月中に行うことは、別に差支はないと考

えられる。

進適は、実施上、經理上、更に改善する余地があるが、本質的には必要である。

入学試験と進適との成績の相関は 0.45 と 0.5 程度を示し、約半分となつてゐる。

進適は気ながな研究が必要で、旧慣的な速断は避けるべきであつて、follow-up する必要がある。

高等学校教員の入試成績予想の相関は 0.6 を示してゐた。
学校差（高校）に根拠があるのは事実である。

野口委員から

大学入学試験方式は一部変更されて、社会、数学中二科目指定してよいことになる。これを周知させるために一年前に発表することになると思う。

大学院の入学に関しては、第五常置委員会と相談して定めることとして、午後五時散会

二、會計報告

註、昭和二十七年年度決算及び昭和二十八年年度予算案は、監事の承認を経たる上、第七回総会に報告する必要があるもので、次の通り
昭和二十八年三月十六日現在額を報告いたします。

昭和二十七年四月一日起算、昭和二十八年三月十六日現在

	A、収入の部		B、支出の部		C、差引
	1、会費		1、総会費		14、
	2、預金利息		2、役員會費		13、
	3、前年度繰越額		3、委員會費		12、
			4、會報發行費		11、
			5、調査研究費		10、
			6、人件費		9、
			7、備用品料		8、
			8、消耗品		7、
			9、印刷信		6、
			10、旅費		5、
			11、通費		4、
			12、印費		3、
			13、雜費		2、
			14、合備費		1、
			合計		合計
	一、一五五、〇〇〇円		二、三三二、二九七円		
	三六、六八四・六〇円		一八、七〇八円		
	九八四、三九九・四〇円		五三、四九〇円		
	二、一七六、〇八四円		七五、〇〇〇円		
			一四七、〇六〇円		
			四五七、四八八円		
			二一、九〇〇円		
			七、二〇〇円		
			一九、七七〇円		
			二九、二六〇円		
			〇円		
			三九、一四九円		
			四二、〇〇〇円		
			一、一四三、三三二円		
			一、〇三二、七六二円		

(昭和二十八年三月十六日現在)

三、彙報

1、国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。
第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 国立大学の振興につき必要な調査研究
- 二 教授および研究上における大学相互の協力援助に関する事項
- 三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に、次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 一人

三 理事 十四人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事及び監事は、総会で会員の互選により定める。

第八条 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員任期は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき又は会員拾名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章 会計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日
で終る。

第六章 雑則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

2、国立大学協会役員（昭和二十八年五月）現在

会長（理事） 矢内原忠雄（東京大）

副会長（"） 森戸辰男（広島大）

理事 宮脇富（帯広畜産大）

" 高橋里美（東北大）

" 小池敬事（千葉大）

理事

内田 俊一 (東工大)

江田 正義 (横浜国立大)

戸田 正三 (金沢大)

勝沼 精蔵 (名古屋大)

服部 峻治郎 (京都大)

今村 荒男 (大阪大)

苦名 孝太郎 (高知大)

菊池 勇夫 (九州大)

鰐淵 健之 (熊本大)

中山 伊知郎 (一橋大)

田中 保太郎 (神戸大)

第一常置委員会 (大学の組織、制度に関する問題)

委員長

委員

高橋 純一 (信州大)

大野 純一 (小樽商科大)

西沢 喜洋芽 (福島大)

安藤 一雄 (九州工業大)

江国 正義 (横浜国立大)

服部 峻治郎 (京都大)

岡出 幸生 (三重大)

辻田 力 (愛媛大)

鰐淵 健之 (熊本大)

緒方 健三郎 (鹿児島大)

第二常置委員会 (学科課程、入学試験に関する問題)

委員長

委員

小池 敬事 (千葉大)

井口 鹿象 (室蘭工業大)

佐野 秀之助 (秋田大)

西野 成甫 (群馬大)

井口 常雄 (静岡大)

大畑 文七 (滋賀大)

第三常置委員会 (学生の補導に関する問題)

委員長

委員

鈴木 京平 (茨城大)

島 善隣 (北海道大)

小倉 勉 (山形大)

安達 禎 (山梨大)

田中 丑雄 (東京農工大)

田中 保太郎 (神戸大)

糸魚川 祐三郎 (和歌山大)

佐々木 喬 (鳥取大)

菊池 勇夫 (九州大)

菊植 鉄三 (商船大)

第四常置委員会 (学生の厚生に関する問題)

委員長

委員

戸田 正三 (金沢大)

今村 荒男 (大阪大)

杉原 清一 (宮崎大)

松生 義勝 (東京水産大)

横田 純太 (京都学芸大)

長尾 優 (東京医歯大)

楠木 外岐雄 (宇都宮大)

丸井 清泰 (弘前大)

平沢 俊雄 (大阪外国語大)

第五常置委員会 (大学間の協力に関する問題)

委員長

委員

寺沢 寛一 (電気通信大)

高橋 里美 (東北大)

田所 哲太郎 (北海道学芸大)

鳥山 喜一 (富山大)

委員

- 北川久五郎 (大阪学芸大)
- 松山基範 (山口大)
- 西久光 (佐賀大)
- 竹内松次郎 (福井大)
- 山根新次 (島根大)
- 新関良三 (埼玉大)

第六常置委員会 (大学財政に関する問題)

委員長

- 沢田節藏 (東京外語大)
- 宮脇富 (帯広畜産大)
- 鈴木重雄 (岩手大)
- 内田俊一 (東京工業大)
- 中山伊知郎 (一橋大)
- 勝沼精藏 (名古屋大)
- 清水勤二 (名古屋工業大)
- 神原甚造 (香川大)
- 大羽真治 (神戸商船大)
- 塚本玄門 (福岡学芸大)

第七常置委員会 (教員養成に関する問題)

委員長

- 柴沼直 (東京教育大)
- 木下一雄 (東京学芸大)
- 上野直昭 (東京芸術大)
- 清水多栄 (岡山大)
- 橋本喬 (新潟大)
- 青木文一郎 (岐阜大)
- 内藤卯三郎 (愛知学芸大)
- 落合太郎 (奈良学芸大)
- 児玉桂三 (徳島大)
- 古屋野宏平 (長崎大)

第三、第四常置委員会専門委員 (昭和二十七年十月十日)

高倉新一郎 北海道大学学生部長

- 木下彰 東北大学学生部長
- 柏木嵩 千葉大学教務補導部長
- 斯波義慧 東京大学厚生部長
- 千々和実 東京学芸大学教務補導部長
- 下村康 東京教育大学厚生補導部長
- 堀村潮 一橋大学厚生補導部長
- 長岡禎利 信州大学厚生補導部長
- 村上賢三 金沢大学学生部長
- 井上吉之 京都大学学生部長
- 渡辺信一 名古屋大学学生部長
- 平塚錦平 広島大学補導部長
- 中山透 山梨大学厚生補導部長
- 平岩馨邦 九州大学学生部長
- 沼尻源一郎 茨城大学学生部長

3、大藏当局との懇談會

日時 昭和二十七年十一月二十六日
 場所 東京都芝白金町八芳園
 出席者 矢内原会長、沢田委員長、中山監事、内田理事、
 勝沼理事、清水委員、有沢教授、
 大藏省側
 舟山次官、河野主計局長、庄司次長、石原次長、
 大村主計官

大学の財政諸問題について、大学側の要望しつつある緊急の諸懸案等を
 開陳して懇談した。

4、中田篤郎元理事のご逝去

本協会元理事徳島大学長中田篤郎殿には、昭和二十七年十二月四日ご

逝去なされた旨の電報に接したので、会長名をもつて、御逝去を悼む旨の返電を寄せた。

5、米国に於ける大学財政報告書について

沢田第六常置委員会委員長から、参考資料として、米国において発行する英文雑誌

- 一、「タイム」一九五二年十二月一日附 記事 The Crisis 及び
- 二、「ニュース・ウィーク」一九五二年十二月一日附 記事

Higher Learning's High Finance

原文全文を、昭和二十七年十二月二十日附で、第六常置委員会各委員、本協会各役員、文部省、次官、大学学術局長、同庶務課長、同大学課長、管理局長、調査局長、調査課長、会計課長などにそれぞれ送付しておいた。

6、国立大学長の選考と任期とに関する

参考(暫定)案について

この件については、本協会第六回総会(昭和二十七年十一月二十一日二十二日)において一応決定を見たのでありますが、昭和二十八年三月七日(土)東大講堂において、第一常置委員会を開催(右委員の外、矢内原会長、文部省春山大学課長、内藤庶務課長出席)し、再び慎重に審議をいたしました。

学長の選考については、教育公務員特例法第四条に定むるところにより、大学管理機関が行うものであることを想起し、左記の通り一部改訂することに議まとまりましたので取敢えずご通知します。実施にあつてこの改訂案をご参考となさる場合には教育公務員特例法の定むるところに逸脱することなきようご留意下さい。為念。

記

国立大学長の選考と任期とに関する参考案(二八、三、七、委員会改訂案)

一、国立大学長の選考と任期とに関する暫定案とあるを今後参考案とする。

二、同案中

1、学長の選考について

(3) 学長選挙資格者

中から「事務局長、事務局各課長、厚生補導部長、厚生部各課長」を削る。

2、学長の任期について

(2)

第二項として

「現在の学長の任期は四年とすることができる」を加える。

備考

一、参考案、二の1、学長の選考について

(3) 学長選挙資格者

前案では、前委員会からの申し送りに基づき、大学の事情により各学部の有権者数に著しい不同がある場合、その不均衡を矯正する目的で事務局長以下が加えられたものであるが、この方法は他の方法(例えば最終決定を協議会が行う)によることも出来るから、これらを削除する。

一、同上、2

この修正の結果、新制大学発足以後に任命された初代学長の任期は、その就任の日より四年とすることが出来る。

なお、教育公務員特例法第四条の「大学管理機関」(学長その他の選考を行う)とあるは、

学長にありては、評議員及び部局長で構成する会議(協議会)の議に基づき学長の定める基準に従つて行わなければならないものであるから、ご参考までに申し添える。